

# 特定非営利活動法人ひまわりの家 定款

## 第1章 総則

### (名称)

第 1条 この法人は、特定非営利活動法人ひまわりの家 と称する。

### (事務所)

第 2条 この法人は、事務所を群馬県太田市新井町544番地の10に置く。

### (目的)

第 3条 この法人は、高齢者等の介護施設の運営に関する事業を行い、不特定多数の人々の利益の増進に寄与する事を目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第 4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

### (事業)

第 5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。  
特定非営利活動に関わる事業

- 1 グループホーム事業 (痴呆対応型共同生活介護事業)
- 2 ショートステイ事業 (高齢者等短期入所生活介護事業)

## 第2章 会員

### (会員の定義)

第 6条 この法人の会員は、この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体をいい、特定非営利活動促進法 (以下「法」という) 上の社員とする。

### (入会)

第 7条 会員として入会しようとするものは、理事会の議決を経て理事長が別に定め

る入会申込書により理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を伏した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第 8 条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第 9 条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 本人が死亡し、もしくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅した時
- (3) 継続して2年以上会費を滞納した時
- (4) 除名されたとき

(退会)

第 10 条 会員は、退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第 11 条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の決議により、当該会員を除名することができる。この場合、総会において議決する前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款等に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(抛出金品の不返還)

第 12 条 すでに納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。

### 第 3章 役員及び職員

#### (種類及び定数)

第 13条 この法人に次の役員を置く。

理 事 3 人

監 事 1 人

2 理事の内、1人を理事長、1人を副理事長とする。

#### (選任等)

第 14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員の内には、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を越えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を越えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員をかねることができない。

#### (職務)

第 15条 理事長は、この法人を代表し、その職務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前 2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に

関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実がある  
事を発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行状況又はこの法人の財産の状況について、理事に

意見を述べ、又は理事会の召集を請求すること。

(任期)

第 16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(欠員補充)

第 17条 理事又は監事の内、その定数の3分の1を越えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、総会の議決により、当該役員

を解任することができる。この場合、総会において議決する前に当該役員に

弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員として相応しくない行為があると認められる時。

(報酬等)

第 19条 役員には、報酬を与えることができる。但し、役員のうち報酬を受ける者の

数は、役員総数の3分の1以下でなければならない。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

## 第 4 章 総会

### (種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

### (構成)

第 22 条 総会は、会員をもって構成する。

### (権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支予算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。  
第 53 条において同じ。）
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

### (開催)

第 24 条 通常総会は毎年 1 回 12 月に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め召集の請求をしたとき
- (2) 会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により、召集の請求があったとき
- (3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事が召集するとき

### (召集)

第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き理事長が召集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から起算して 10 日以内に臨時総会を召集しなければならない。

- 3 総会を召集する時は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも総会の開催日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

- 第 26条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(定足数)

- 第 27条 総会は、会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(決議事項)

- 第 28条 総会における議決事項は、第 25条第 3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

(議決)

- 第 29条 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(社員の表決権等)

- 第 30条 各会員の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任できる。

3 前項の規定により表決した会員は、第27条、前条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものと見なす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

- 第 31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が署名、押印しなければならない。

## 第5章 理事会

### (構成)

第 32条 理事会は、理事をもって構成する。

### (機能)

第 33条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項。
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

### (開催)

第 34条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から召集の請求があった時。

### (召集)

第 35条 理事会は、理事長が開催する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときには、その日から起算して10日以内に理事会を召集しなければならない。
- 3 理事会を召集する時は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも理事会開催日の5日前までに通知しなければならない。

### (議長)

第 36条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

### (定足数)

第 37条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

### (決議事項)

第 38条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

### (議決)

第 39条 理事会の議決は、この定款に別に定めるもののほか、理事総数の過半数をもって決する。

(理事の表決権)

第 40条 各理事の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第37条、前条および第1項の適用については、理事会に出席した者と見なす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 41条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議事の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第 42条 この法人の資産は、次ぎに掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

(資産の区分)

第 43条 この法人の資産は、特定非営利活動に関する資産のみとする。

(財産の管理)

第 44条 この法人の資産は、理事長が管理し、その管理方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 45条 この法人の会計は、法第27条に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分等)

第 46条 この法人の会計は、特定非営利活動に関わる会計のみとする。

(事業計画及び予算)

第 47条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を得なければならない。

(暫定予算)

第 48条 前条の規定に関わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、議会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定および使用)

第 49条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事長の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更生)

第 50条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、規定予算の追加又は更生をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 51条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第 52条 この法人の事業年度は、毎年10月1日に始まり翌年9月30日に終わる。

(臨機の措置)

第 53条 予算をもって定めるもののほか、借入金（その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除く）の借り入れその他新たな義務を負担し、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

- 第 54条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会において、その出席した会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

- 第 55条 次ぎに掲げる事由により解散する。
- (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係わる事業の成功の不能
  - (3) 会員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し
- 2 前項第1号の決議を行うときは、会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
- 4 この法人が解散したときは、合併及び破産の場合を除き、理事を清算人とする。

(残余財産の処分)

- 第56条 この法人が解散（合併及び破産による解散の場合を除く）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、特定非営利活動法人ひまわり（群馬県太田市新井町544番地1）に譲渡するものとする

(合併)

- 第 57条 この法人が合併しようとするときは、総会において会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第8章 広告の方法

(広告の方法)

- 第 58条 この法人の広告は、この法人の掲示場に掲示するとともに官報に掲載して行う。

## 第 9章 雑則

- 第 59条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

## 附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
  - (1) 年会費 20,000円
- 3 この法人の設立当初の役員は、法第14条第1項及び第2項の規定にかかわらず、別表の通りとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、平成18年1月31日迄とする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第47条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立初年度の事業年度は、第52条の規定に係わらず、設立の日から平成16年9月30日までとする。
- 6 令和 年 月 日 第56条 残余財産の処分先を変更する。  
変更前 太田市  
変更後 特定非営利活動法人ひまわり（群馬県太田市新井町544番地1）